

公益社団法人とくしま森林バンク定款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、公益社団法人とくしま森林バンクと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を徳島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、管理の行き届かない森林を集約し整備するため、森林所有の合理化を図り、健全な森林に育成することにより、豊かな森林を未来へ引き継ぐことを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 森林管理の受託に関する事業
2. 森林取得及び譲渡引受に関する事業
3. 森林売買のあっせんに関する事業
4. 森林整備及び木材生産販売に関する事業
5. J-クレジットの発行及び販売に関する事業
6. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告方法は、電子公告により行う。

- ② 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができ

ない場合は、官報に掲載する方法による。

第3章 社 員

(入 社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- ② 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(届 出)

第7条 社員は、住所、氏名等に変更があったときは、遅滞なくその旨を理事会に届けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- ② 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- ③ 当法人は、退社等のいかなる事由によっても、既納の入会金及び会費を社員に返還しない。

(退 社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第11条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 2年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 定款の変更
5. 解散及び残余財産の処分
6. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- ② 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第17条 社員総会の招集通知は、会日の1週間前までに、書面による議決権の行使を認める場合は会日の2週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を社員に通知して行うものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、書面による議決権の行使を認める場合は除く。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
1. 会員の除名
 2. 監事の解任
 3. 定款の変更
 4. 解散
 5. 不可欠特定財産の処分

6. その他法令で定められた事項

- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の行使)

第21条 社員は、社員総会毎に代理人によってその議決権を行使することができる。

- ② 前項の規定により議決権を行使する社員又は代理人は、社員総会の開始前までに代理権を証する書面を当法人へ提出しなければならない。
- ③ 代理人によって議決権を行使した社員は、出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第22条 書面によって議決権が行使できる社員総会における社員の書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を当法人に提出して行う。

- ② 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上10名以内
2. 監事 2名以内

- ② 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とし、必要に応じて常務理事を3名以内で置くことができる。
- ③ 前項の理事長及び副理事長をもって代表理事とし、専務理事又は常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- ③ 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- ② 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、専務理事又は常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- ③ 理事長、理事会で代表理事として選任された副理事長と専務理事、及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時社員総会の終結の時までとする。

- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬等は、別に定める理事及び監事に対する役員報酬等支給基準規程に従って算定した額を支給することができる。

- ② 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。これに関し必要な事項は、別に定める理事及び監事に対する役員報酬等支給基準規程による。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 3. 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- ② 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

② 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- ② 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- ③ 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- ② 当該理事会に出席した理事長及び監事が、理事長が欠席の場合は当該理事会に出席した副理事長及び監事が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 40 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

(顧問)

第 41 条 当法人に顧問を置くことが出来る。

- ② 顧問は次の職務を行う。
 - 1. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の相談に応じること。
 - 2. 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- ③ 顧問の選任及び解任は理事会において決議する。
- ④ 顧問の報酬は理事会で定める。
- ⑤ 顧問の任期は、当該顧問の選任の都度定める。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第42条 当法人の基本財産は、公益目的事業を行うために不可欠な財産であり、社員総会でこれを定めることができる。基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- ② 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 正味財産増減計算書
5. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
6. 財産目録

- ② 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出しその内容を報告し、その他の書類につ

いては、報告に代えて承認を受けなければならない。

③ 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事の名簿
3. 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 運営組織及び事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解 散)

第48条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項については、全て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び一般法人法その他の法令に従う。

付則

この定款は、令和4年11月1日から施行する。

この定款の改正は、令和5年6月23日から施行する。